

水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理について

1 水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象

特定の施設から排出されるばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリであって水銀の溶出・含有量が次の基準を超過するものは、従前より特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）として取り扱われていたところです。

これらのうち、水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、その処分・再生時に環境大臣が定める方法により水銀を回収することが義務づけられました。

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
鉍さい 及びその処理物	水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/kg以上含有するもの
ばいじん、汚泥 及びその処理物	特定施設 ^{注1} から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ 及びその処理物	特定施設 ^{注1} から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/L以上含有するもの

注1 特定施設は別紙参照

注2 水銀化合物に含まれる水銀を含む

2 水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物に関する新たな措置

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物について、これまでの水銀を含む特別管理産業廃棄物の措置に加え、新たに以下の措置が必要です。

項目	必要な措置
処分・再生	<input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置をとること。 <input type="checkbox"/> 水銀回収の対象となる特別管理産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気汚染防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。

特定施設の種類の種類

① ばいじん

廃棄物の種類	特定施設の種類の種類	特定施設の規模要件
ばいじん	水銀の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉	原料の処理能力が 1 t/時以上
	水銀の精錬の用に供する溶解炉	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 火格子面積 1 m²以上 ・ 羽口面断面積 0.5 m²以上 ・ バーナーの燃料の燃焼能力 50L/時（重油換算）以上 ・ 変圧器の定格容量 200kVA 以上
	水銀化合物の製造の用に供する無機化学工業の反応炉及び直火炉	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 火格子面積 1 m²以上
	水銀化合物の製造の用に供する乾燥炉	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ バーナーの燃料の燃焼能力 50L/時（重油換算）以上 ・ 変圧器の定格容量 200kVA 以上

② 汚泥、廃酸、廃アルカリ

廃棄物の種類	特定施設の種類の種類	特定施設の規模要件
汚泥、廃酸、 廃アルカリ	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業用施設	塩水精製施設、電解施設
	無機顔料製造業用施設	洗浄施設、ろ過施設、廃ガス洗浄施設
	無機化学工業製品製造業用施設	ろ過施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設	塩化ビニルモノマー洗浄施設
	有機化学工業製品製造業用施設	水洗施設、ろ過施設、廃ガス洗浄施設
	医薬品製造業用施設	ろ過施設、分離施設、混合施設（水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質 ^{注1} を含有する物を混合するものに限る。）、廃ガス洗浄施設

廃棄物の種類	特定施設の種類の種類	特定施設の規模要件
	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質 ^{注1} を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
	非鉄金属製造業用施設	水銀精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	水銀精製施設、廃ガス洗浄施設
	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場 ^{注2} に設置されるそれらの業務用施設	洗浄施設
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供するアセチレン精製施設（水銀を含有する触媒を使用するものに限る。）	

注1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

注2 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）、2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）、3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）、4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設、5 保健所、6 検疫所、7 動物検疫所、8 植物検疫所、9 家畜保健衛生所、10 検査業に属する事業場、11 商品検査業に属する事業場、12 臨床検査業に属する事業場、13 犯罪鑑識施設